



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

六本木事務所 〒106-0032
東京都港区六本木 6-8-10 STEP 六本木ビル WEST
TEL 03-5411-8441 FAX 03-5411-8442

マイナンバー制度がもたらすもの

消費税増税法案の影に若干隠れてしまっているようですが、国民一人一人に番号を付けて納税記録や社会保障情報を管理する共通番号「マイナンバー」制度を導入するための「個人識別番号法案」が閣議決定されました。これが導入されることにより私たちの生活はどのように変わのでしょうか。

アメリカに一定期間滞在したことがある方はご存知だと思いますが、アメリカには社会保障番号 (Social Security Number) 制度が古くからあり、納税や社会保障のみならず、銀行口座の開設、クレジットカードの取得等生活のあらゆる場面で番号の提示が求められます。現地で暮らしていると皆が当たり前のように使い、機能しているように見える制度ですが、日本においては導入への抵抗感が根強く何度となく頓挫し、閣議決定された現在においても疑義の声が多数挙がっています。

では導入された場合のメリットとは何でしょうか。社会保障面においては、健康記録を一元管理することによって個人の病歴、アレルギー、介護などの情報を医療機関相互で照会可能となり、救命率の向上につながることも考えられます。税務当局にとっては個人の収入を一つの番号で管理することによって所得の把握が効率的になる、また納税者サイドにとっては確定申告時に源泉徴収票や医療費明細などの書類の添付を省略できるなど納税事務が簡素化されるといったことが挙げられます。

一方で懸念されているのがプライバシーの侵害、個人情報の漏洩による様々な弊害です。番号をキーにして、個人の生活状況、犯罪歴、破産歴、趣味・嗜好などの情報の収集が容易になり、これが悪用されないとも限りません。情報の保護については第三者機関を設けて厳しくチェックすることのことですが、名だたる企業による相次ぐ情報漏洩事件を見ていると、それが「絶対的」に安心できるとは言い難いでしょう。アメリカでは成りすましによる犯罪も多発しているといえます。国民が高い代償を払うはめにならぬように、慎重に議論を重ねる必要があります。

減価償却の改正

今回は実務的なお話しになります。平成 23 年 11 月の改正において、減価償却の償却率が 250% から 200% へ変更されたことは御承知の通りかと思えます。経過措置が設けられていることから実務担当者は十分注意をいただきたいと思えます。

改正の内容としまして平成 24 年 4 月 1 日以後取得をされる減価償却資産の定率法の償却率が 200% 定率法とされます。3 月決算法人は新事業年度取得分から変更となりますっきりとしますが、その他の月が決算の会社に関しては、同一事業年度に取得日によって 250% 適用のもの、200% 適用のものが混ざってしまうこととなります。この会社の事務負担を考慮し平成 24 年 4 月 1 日前に開始し、かつ同日以後に終了する事業年度 (以下「改正事業年度」という) については、4 月 1 日以降取得したものであっても 250% 定率法を使用することができます (特に届出等は必要ありません)。

こうした改正事業年度の配慮はあるものの結果的には同じ資産であっても 250% と 200% のものがあることにはなります。これに対して平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した定率法適用のすべての資産について 200% 定率法に変更することも可能です。この変更を採用する事業年度については、①改正事業年度②平成 24 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度、のどちらかの事業年度を選択して一定の期日までに届け出ることにより適用を受けることができます。

期限は平成 24 年 4 月 1 日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに届け出なければなりません。つまり、4 月決算の会社であれば平成 24 年 6 月の申告期限までに届け出なければなりません。

減価償却資産の取得時期によっては、経過措置を適用して 200% 定率法により償却を行った方が早く償却できる場合もあります。

資産を多く持たれている会社においては、管理面、節税面を総合的に検討したほうが良いでしょう。